

令和7年度 申 出 書 提 出 一 覧

特定（産業別） 最低賃金名	申出代表者	申出日	センサス等の 基幹的労働者数	申出による労働 協約等の適用 労働者数	比 率 (%)
三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金	自動車総連三重地方協議会 議 長 片 山 智 成	令和7年7月1日	34,925	15,265	43.7
三重県一般機械器具製造業最低賃金	JAM東海 三重県連絡会 会 長 坂 進	令和7年7月3日	17,080	6,417	37.6
三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会三重地方協議会 議 長 森 美 樹	令和7年6月30日	32,305	15,946	49.4
三重県電線・ケーブル製造業最低賃金	全日本電線関連産業労働組合連合会三重地方協議会 議 長 石 田 司 郎	令和7年6月18日	1,428	1,109	77.7

*比率は「申出による労働協約等の適用労働者数」／「センサス等の基幹的労働者数」

三重県建設機械・鉾山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する申出書の内容一覧表

(労働協約ケース)

労働組合名	事業所名	所在地	賃金の最低額に関する定め			協定年月日	労働協約の適用労働者数(人)	備考
			月額(円)	日額(円)	時間額(円)			
本田技研労働組合鈴鹿支部	本田技研工業株式会社 鈴鹿製作所	鈴鹿市平田町1907	210,560	10,372		令和7年6月1日	5,256	
エイチワン労働組合亀山支部	株式会社エイチワン 亀山製作所	亀山市下庄町1701	197,000	(9,704)		令和7年4月1日	338	
柳河精機労働組合三重支部	柳河精機株式会社 亀山工場・鈴鹿工場	亀山市和田町1012番地	187,870	(9,255)		令和7年3月13日	218	
ホンダオートボディー労働組合	ホンダオートボディー株式会社	四日市市上海老町東大沢1633-2	196,200	(9,665)		令和7年4月1日	485	
マザーサンヤチヨ・オートモータィブシステムズ労働組合	マザーサンヤチヨ・オートモータィブシステムズ株式会社	鈴鹿市国府町石丸7764番地	200,700	(9,887)		令和7年4月4日	228	
テイ・エステック労働組合鈴鹿支部	テイ・エステック株式会社 鈴鹿工場	鈴鹿市木田町60	207,025	(10,198)		令和7年4月1日	208	
エフテック労働組合亀山支部	株式会社エフテック 亀山事業所	亀山市白木町鷺山395-43	192,070	(9,462)		令和7年4月17日	222	
デンソー労働組合	株式会社デンソー 大安製作所	いなべ市大安町門前1530	—	—		令和7年5月20日	3,962	
トヨタ車体労働組合	トヨタ車体株式会社 いなべ工場	いなべ市員弁町市之原10	187,070	—		令和7年4月1日	2,865	
愛知機械工業労働組合松阪支部	愛知機械工業株式会社 松阪工場・津事業所	松阪市大口町503	190,000	(9,346)		令和7年4月22日	461	
日本特殊陶業労働組合伊勢支部	日本特殊陶業株式会社 伊勢工場	伊勢市円座町字細越871-6	217,100	(10,637)		令和7年5月1日	189	
ユタカ技研労働組合三重分会	株式会社ユタカ技研三重製作所	津市あのかつ台2丁目2-1	197,262	(9,717)		令和7年4月1日	84	
ジャパンマリンユナイテッド津労働組合	ジャパンマリンユナイテッド株式会社 津事業所	津市雲出鋼管町1番地	201,000	(10,050)		令和7年4月1日	749	
計	13事業所						15,265	

(注)「賃金の最低額に関する定め」欄の()内は、月額又は日額にて表示されているものを当該事業所の月間所定労働時間等により算出したものである。

(注)■の部分は申出者の希望により非開示とした。

三重県一般機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する申出書の内容一覧表

(労働協約ケース)

労働組合名	事業所名	所在地	賃金の最低額に関する定め			協定年月日	労働協約の適用労働者数 (人)	備考
			月額(円)	日額(円)	時間額(円)			
NTN労働組合 桑名支部	NTN株式会社 桑名製作所	桑名市大字東方字土島2454番地	■	■	■	令和7年3月31日	1,010	
NTN労働組合 桑名支部	NTN株式会社 三雲製作所	松阪市小野江町750番地の1				令和7年3月31日	144	
NTN労働組合 桑名支部	NTN株式会社 精密樹脂製作所	員弁郡東員町大字穴太970				令和7年3月31日	113	
NTN労働組合 桑名支部	NTN株式会社 産業機械技術開発センター	桑名市大字東方字尾弓田3066番地				令和7年3月31日	252	
NTN労働組合 桑名支部	NTN株式会社 基礎技術研究所	桑名市陽だまりの丘5丁目105番				令和7年3月31日	70	
NTN三重製作所労働組合	株式会社NTN三重製作所	桑名市多度町御衣野3601番地25				令和7年3月31日	796	
カヤバ労働組合三重支部	カヤバ株式会社 三重工場	津市雲出長常町1129-11				令和7年4月1日	151	
ジェイテクト労働組合	株式会社ジェイテクト 亀山工場	亀山市太岡寺町805-18	197,000	(9,690)	(1,250)	令和7年3月31日	343	
ジェイテクトファインテック労働組合伊賀支部	株式会社ジェイテクトファインテック 伊賀工場	伊賀市佐那具町字沢1535番地の1	—	—	1,164	令和7年4月1日	147	
JAMジェイテクトプレジジョンベアリング労働組合名張支部	株式会社ジェイテクトプレジジョンベアリング 名張工場	名張市蔵持町芝出1109-3	193,000	(9,507)	(1,238)	令和7年4月16日	641	
CKD労働組合 四日市支部	CKD株式会社 四日市工場	四日市市小牧町高山2800	■			令和7年6月26日	495	
JAMタカキタ労働組合	株式会社タカキタ 本社工場	名張市夏見2828	175,000	(8,714)	(1,112)	令和7年3月14日	214	
JAM TVE労働組合伊賀支部	株式会社TVE 伊賀工場	伊賀市川西1700-1	190,000	(9,500)	1,239	令和7年6月2日	67	
						令和7年2月27日	799	
富士電機労働組合三重支部	富士電機株式会社 三重工場	四日市市富士町1-2 7	205,000	—	(1,328)	令和7年4月1日	772	
マキシンコー労働組合	マキシンコー株式会社 名張工場	名張市夏見2832	—	—	1,167	令和7年6月18日	203	
三重機械鐵工労働組合	三重機械鐵工株式会社 本社	四日市市楠町小倉1701番地	189,000	9,000	1,125	令和7年7月2日	160	
安永労働組合	株式会社安永 名張工場	伊賀市緑ヶ丘中町3860番地	200,000	(9,852)	(1,230)		40	
計	18事業所						6,417	

(注)「賃金の最低額に関する定め」欄の()内は、月額のみで表示されているものを当該事業所の月間所定労働時間等により算出したものである。

(注)■の部分は申出者の希望により非開示とした。

三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する申出書の内容一覧表
(労働協約ケース)

労働組合名	事業所名	所在地	賃金の最低額に関する定め			協定年月日	労働協約の適用労働者数 (人)	備考
			月額(円)	日額(円)	時間額(円)			
			203,000	10,195	1,315	令和7年4月21日		
			205,000	(10,291)	1,328	令和7年5月23日		
			201,500	(10,075)	1,306	令和7年6月17日		
			201,500	—	(1,306)	令和7年3月31日		
			205,000	—	(1,328)	令和7年4月1日		
			200,000	(10,101)	(1,301)	令和7年3月27日		
			180,000	—	1,102	令和7年3月21日		
			201,000	(10,131)	1,308	令和7年4月23日		
			175,400	—	(1,100)	令和7年4月1日		
			177,000	(8,634)	1,080	令和7年3月31日		
			202,000	—	(1,302)	令和7年5月1日		
			203,000	(10,232)	(1,201)	令和7年4月1日		
			205,000	(10,291)	(1,328)	令和7年3月31日		
			182,700	(9,058)	1,147	令和7年4月7日		
			200,000	—	1,296	令和7年5月30日		
			177,500	(8,875)	1,121	令和7年6月25日		
			200,000	(10,101)	(1,271)	令和7年4月1日		
計	17事業所						15,946	

(注)「賃金の最低額に関する定め」欄の()内は、月額のみで表示されているものを当該事業所の月間所定労働時間等により算出したものである。

(注)■の部分は申出者の希望により非開示とした。

三重県電線・ケーブル製造業最低賃金の改正決定に関する申出書の内容一覧表

(労働協約ケース)

労働組合名	事業所名	所在地	賃金の最低額に関する定め			協定年月日	労働協約の適用労働者数 (人)	備考
			月額(円)	日額(円)	時間額(円)			
古河電気工業労働組合三重支部	古河電気工業株式会社 三重事業所	亀山市能褒野町20番地の16	■			令和7年4月1日	679	
フジクラ労働組合鈴鹿地区	株式会社フジクラ鈴鹿事業所	鈴鹿市岸岡町1800				令和7年4月1日	135	
SWCC労働組合三重地区	SWCC株式会社 三重事業所	いなべ市北勢町麻生田1326-1				令和7年5月7日	295	
計	3事業所						1,109	

(注)「賃金の最低額に関する定め」欄の()内は、月額のみで表示されているものを当該事業所の月間所定労働時間等により算出したものである。

(注)■の部分は申出者の希望により非開示とした。

令和 7年 7月 1日

三重労働局長

石田 聡 殿

自動車総連三重地方協議会

代表 山 智成

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、三重県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業、建設機械・鉦山機械製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

三重県において、三重県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業、建設機械・鉦山機械製造業を営む使用者に使用される労働者 33,053人

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

三重県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業、建設機械・鉦山機械製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第16条第1項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから
①生活の維持・防衛 ②賃金格差の是正のため、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	15,265	= 0.437	概ね3分の1以上
三重県における自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業、建設機械・鉦山機械製造業を営む使用者に使用される労働者	34,925		

(最も低い) 労働協約の金額 = 円/月額
円/日額 ・ 1,150円/時間額

現在適用されている法定最低賃金額 = 1,047円/時間額

5. 添付書類

①労働協約の写 ②申出合意書及び委任状 ③三重県における自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業、建設機械・鉦山機械製造業の事業所数と労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数 ④所定労働時間数及び所定労働日数



以上

2025 年 7 月 3 日

三重労働局

局長 石田 聡 様

JAM 東海 三重県連絡会

会長 坂 進

(愛知県名古屋市熱田区三本松町 9-2)

(公印省略)

申 出 書

最低賃金法第 15 条の 1 の規定により、三重県一般機械器具製造業の最低賃金改定の決定
を下記の通り申し出る。

記

1. 本申出をする者が代表する基幹的労働者の範囲

三重県において、「三重県一般機械器具製造業」を営む使用者に使用される労働者数

17,080 名

2. 改定の決定を申し出る最低賃金の件名

三重県一般機械器具製造業

3. 申出の内容

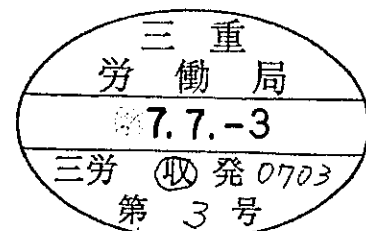
上記 2 項の最低賃金の改定の決定を求める。なお、最低賃金は最低賃金法第 15 条第 2 項
に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

当該産業における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね 3 分の 1 に達し
ていることから、①生活の維持・防衛、②賃金格差の是正のため、法定最低賃金の改正決定
を求めるものである。

詳細内容	人数	割合
三重県において、三重県一般機械器具製造業を 営む使用者に使用される労働者数	17,080	100.0%
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	6,417	37.6%

※ 概ね 3 分の 1 以上 < 37.6%



三重労働局
労働局長 石田 聡 殿

2025年 6月 30日
全日本電機・電気機械器具製造業労働組合連合会
三重県労働委員会 議長 森 美樹

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、三重県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金の改定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

三重県において電気機械器具製造業（電球・電気照明器具製造業、電子応用装置製造業、電機計測器製造業及び他に分類されない電気機械器具製造業を除く。）、情報通信機械器具製造業（電子計算機・同附属装置製造業を除く。）又は電子部品・デバイス製造業を営む使用者に使用される労働者 32,305 名

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

三重県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改定を求める。尚、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由（労働協約ケース）

(1) 賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が概ね3分1以上に達していることから法定最低賃金の改定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	15,946人	
		= 0.494
三重県における電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業を営む使用者に使用される労働者数	32,305人	(49.4%)

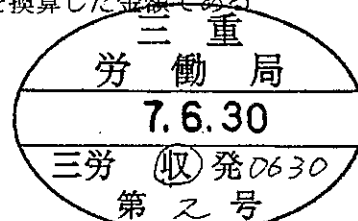
(2) 適用労働者の生活の維持・防衛、更には賃金格差是正のために法定最低賃金の改正を求める

5. 労働協約上の賃金の最も低い額=177,000円/月（時間額1,080円）

※上記金額は時間額のための協定締結であり、月額から労働時間を換算した金額である
現在適用されている法定最低賃金額=1,031円/時間額

6. 添付書類

- ① 労働協約（覚書）の写し
- ② 合意書及び委任状、申出に係る労使の意思疎通
- ③ 三重県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業の事業所数と労働者数の概数及び合意の効力の及ぶ労働者数
- ④ 月間の所定労働時間数及び所定労働日数の一覧



三重労働局長
石田 聡 殿

2025年 6月18日

全日本電線関連産業労働組合連合会
三重県亀山市能登町20-16
三重県電線・ケーブル製造業労働組合
議長 石田 聡 殿

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、三重県電線・ケーブル製造業の最低賃金改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出をする者が代表する基幹的労働者の範囲
三重県において、電線・ケーブル製造業を営む使用者に使用される労働者
1, 109名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
「三重県電線・ケーブル製造業最低賃金」
3. 申し出の内容
上記2の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申し出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1に達していることから①生活の維持・防衛②賃金格差の是正のため、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 1, 109名
三重県における電線・ケーブル業を営む使用者に使用される労働者数
1, 428名 = $0.78 >$ 概ね3分の1以上
最も低い労働協約の金額 = 205,000円/月 額
10,081円/日 額
1,301円/時間額
現在適用されている法定最低賃金 = 1,023円/時間額
5. 添付書類
①労働協約の写し、②申し出合意書類及び委任状、③三重県における電線・ケーブル製造業の事業所数と労働者の概数及び、このうちの当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者数の概数、④所定内労働時間数及び所定労働日数。



以上